

サーキットアドバイザー制度の運用規定

平成 16 年 9 月 1 日制定

第 1 条 目的

MFJ 公認・承認ロードレース競技会の参加者に対し、「サーキットアドバイザー」の有資格者をとおり、安全指導・マナーの向上を目指し、予防安全・安全教育を実施し、モーターサイクルスポーツの普及を図る。

第 2 条 サーキットアドバイザー制度（CAS）の導入義務

MFJ 公認・承認ロードレース競技会の開催主催者は、大会前日のスポーツ走行時に、サーキットアドバイザー有資格者「インストラクター」を活用し、サーキットアドバイザー制度（CAS）を実施しなければならない。

主催者と施設者が異なる場合においても双方協議のうえ、実施しなければならない。

第 3 条 サーキットアドバイザーの選定

MFJ 公認インストラクターセミナーを受講した、インストラクター有資格者の中から「ロードレース委員会」において任命された「サーキットアドバイザー」を 1 名以上選任すること。

主催者は、サーキットアドバイザー制度の適用ならびにアドバイザー名を公表し、運営しやすい環境を提供しなければならない。

実施終了後は、実施内容報告書をすみやかに提出させなければならない。

第 4 条 サーキットアドバイザー制度の申請

MFJ 公認・承認競技会登録時に、別紙、実施申請書を提出しなければならない。

第 5 条 サーキットアドバイザーの日当について

1．サーキットアドバイザーの日当は、1 日あたり 15,000 円を基本とする。

2．交通費および宿泊

交通費および宿泊（宿泊が発生する場合）は、主催者が負担しなければならない。

第 6 条 アドバイザー制度の報告書競技会の報告と補助費の入金方法

1．競技会終了後 1 週間以内に競技会報告書とともに、アドバイザー制度の報告書（主催者報告書およびアドバイザー報告書）を MFJ に送付しなければならない。

2．サーキットアドバイザーの日当補助金については、MFJ へ月毎に請求しなければならない。

以上